

附属間連携研究「食育」

田 中 京 子（お茶の水女子大学附属高等学校）

1. はじめに

食育の重要性が認識されるようになり、食育基本法が平成 17 年に施行された。その背景には子どもたちの食をめぐる厳しい現実がある。今日の日常生活は、その内容の多くが社会化され、衣服や住居、娯楽、医療から教育に至るまで、生活にかかわるほとんどのものやサービスを金銭で購入することにより成り立っている。このために、必要な収入を得るための職業労働が生活の中でますます肥大し、日常生活を楽しみ、工夫して自分の暮らしを作り上げるための時間と労力および心のゆとりが失われることにつながった。命と健康の基盤となる食生活についても、人々が長い歴史の中で作り上げてきた形から離れて、買うことが中心になり、食文化や食を中心にした生活の楽しさ、食生活に関わる基本的な知識や技能を身につけることの軽視などが起きている。一生の食生活の基礎を作る子ども時代においてこのことは深刻な問題となっている。

附属小・中・高校の家庭科では、従来から大学と連携して食の自立を目指す小・中・高校一貫性のある家庭科教育を研究・実践してきた。これは、子どもの食生活の自立を、調理技能の獲得を軸として、消費者教育・環境・家族と家庭生活の領域をからめて、自分の生活に自信を持ち、環境を守る生活者としての責任ある行動がとれることを目的として、現在も継続している。ただ、家庭科の授業時間と空間、各校 1 人という担当者数では限界がある。

本学附属学校園では、都心にしては恵まれた自然環境と、人的にも歴史的にも豊かな自由で文化的な背景を生かして、食に関する様々な取り組みが行われてきた。ただ、これらの食に関わる活動の多くは、相互に関連を持たず単独で行われがちで、こどもの発達に即した効果的な食生活学習プログラムとして有機的に組み立てられてはいないと考えられた。

2. 本プロジェクトの目的

本研究会は、附属学校園全体の食にかかわる教育活動を、各学校段階や教科、科目を超えて関連付け、食教育としてまとまりがあり効果的な取り組みを目指すことを目的とする。

食べることを伴う学習は、安全・衛生面での配慮が不可欠である。このことに関しては、具体的な対策と留意点を検討し、これから新規に取り入れるものも含めて、食教育のすべてに適用できるガイドラインを作成する。

3. 研究計画

本年度

各附属学校園の食教育の取り組みを把握する

各附属で今年度に行われた食にかかわる行事や学習を、各校園ごとに表にまとめる。

次年度

各校園の表をもとに、食に関する個々の取り組みについて検討する。

発達段階に即して共通の目標を段階的に設け、発展性のあるプログラムとする。

実施上の、衛生・安全面でのガイドラインを作成する。

4. 今年度の活動と課題

幼稚園、小学校、中学校、高校の食に関する年間の取り組み一覧表が作られた。

表は、中学校と高等学校では共通の形式に収まった。小学校は学年数が多いため、中・高と同じ形式が不適當であるため、独自の別の形となっている。幼稚園も別形式となっている。

幼稚園の表では月ごとの活動が具体的に示された。小学校は、学習活動と創造活動における食に関する取り組みの本年度の実績表に加え、来年度の食に関する指導の全体計画が作られている。中学校は、家庭科を中心として多くの教科で食の取り組みがあるが、郊外園、遠足、林間学校での多彩な取り組みを集めて記入する予定である。高校では、すべての教科・科目で食に関わる授業を取り入れることは難しい。本年度は、家庭科とその他の教科、郊外園、自治会活動などで食に関する取り組みをしている。郊外園では、農業体験に加えて、収穫した芋などを現地で調理して味わう。また、収穫物は家庭科の実習材料として利用する。自治会活動では、毎年、もちつきを実施している。高等学校の文化祭では、生徒有志による食品製造販売を行う。ここでは、食材の仕入れから、商品開発、調理、接客マナー、会計など総合的な学びが期待できる。これについても食教育の最終段階として、自立に向けて達成感のある体験となるよう、生徒とともに検討を重ねたい。

5. 次年度に向けて

食に関わる取り組みは、毎年同じでなく、年度によりかなり変更が生じる。校種や教科・科目を超えて連携を実現させるには、毎年始めに食に関するクロスカリキュラムを新たに作成し、実践に向けて相互に連絡をとりあうことが必要である。